

4 大阪府女性相談センターヒアリング調査結果

- 1 一時保護の受け入れ
- 2 一時保護中の支援
- 3 一時保護退所時の支援

1 一時保護の受け入れ

行われている支援・課題	課題への対応方策
【受け入れ基準】 ○「自立」を求めた受け入れ基準 ○「安全性」の担保を求めた受け入れ基準 ○施設との関係によって受け入れに影響を与える要素 ○いろいろあっても受け入れている事実 ○他法での対応を優先する考え方とそれに基づく担当部署への対応依頼 ○DV 被害者に対する支援や売春防止法に基づく支援 ○受け入れ基準、対象者設定の難しさ	→障がいや疾患をもつ対象者への支援をバックアップあるいはコンサルする医療施設などの体制の確立 →他法での対応とDV法での対応の一定の摺合せの検討 →受け入れるか受け入れないかの現実的な判断基準の明確化
【一時保護の受け入れを迷ったときの支援体制】 ○「組織」としての受理決定（受理会議の開催、受理相談）	
【市町村による対応の違い】 ○実感する市町村との判断のズレ ○市町村へのこちらの意図の伝わらなさ ○「出口」を想定した市町村とのやりとり・出口を想定してきてほしいとの期待 ○対応が困難だった経験	→他法での対応とDV法での対応の一定の摺合せの検討 →入所後の変化への対応可能な人員体制（特に夜間）の確立

2 一時保護中の支援

行われている支援・課題	課題への対応方策
【面接頻度・面接内容】 ○ケースへの個別の関わり方 ○丁寧な面接頻度・回数 ○一定標準化された面接内容	→一定標準化された面接内容をすべてのワーカーに着実に共有する方法の確立 →若手ワーカー、他部署から移動してきたワーカーへの着実な教育
【アセスメント】 ○担当ケースワーカーによる方針決定 ○アセスメントに決まった様式がない（ケースカンファを通じた整理） ○必須となる連携・協働や複合的課題に多面的に対処するケースワークのむずかしさ	→対象者の状況把握に基づく対象者の全体像と問題状況に対するアセスメントの実施→退所時に市町村に共有し、一貫した支援に結びつける。 →共通したアセスメント様式の作成
【一時保護所スタッフとの役割分担・連携】 ○生活に関する様々な支援は施設に依頼 ○施設の特徴にあわせた依頼 ○DV 法に基づく支援や重点的な支援は女相で実施	→女相が行う重点的な支援領域の明確化、その対応方法の開発、実施の定着化
【市町村との役割分担】 ○依頼元の担当部署との連携 ○市町村による対応の違い ○市町村との役割分担のできていなさの実感 ⇔一時保護受け入れ時への対応にも影響を与えている	→女相がアセスメントしてケースワークを主導しながら支援計画を共有して市町村担当者が同時に対象者に関わる両者支援体制の導入の可能性 →市町村対応の底上げ
【対応困難事例】 ○「出口」のみえなさ	→ケース対応時ではなく、終了後の事例検討など総合的振り返りによる対応

<ul style="list-style-type: none"> ○攻撃性の強い対象者への対応の苦慮 ○多様な障がいを持つ対象者への対応の困難さ 	<p>力量の向上</p> <p>→多様な障がい（精神、知的、学習など）を持つ対象者への知識およびその対応方法の獲得（障がい者差別解消法による対応の検討）</p> <p>→各専門職によるSVの確保</p> <p>→専門機関（精神病院、一般病院、障がい者施設など）のバックアップ体制の確立</p>
<p>【相談体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期的カンファレンスの実施 ○不定期的なSVの実施 	<p>→定期的SVの実施</p> <p>→専門的SVの実施（高齢、障がい、生保など）</p>

3 一時保護退所時の支援

行われている支援・課題	課題への対応方策
<p>【帰宅する人に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談できる環境を整える ○DVに関する情報提供 	
<p>【退所先決定の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ケースワーカーによる判断と対応の違い ○その人にとって必要と考えられる支援を見極める 	<p>→ケースの個別性は尊重しつつもアセスメントとそれに基づく対応の共有によるケースワークの均てん化</p>
<p>【相談体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組織内で支える体制、誰かに相談できる安心感 	
<p>【以前の住所や退所先市町村職員との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人同意に基づく情報提供 ○市町村間での連携のなさ ○連携における市町村による対応の違い ○庁内の集約窓口のなさ 	<p>→本人同意は基礎としつつもできるだけ退所先市町村への支援の引継ぎの標準化</p> <p>→市町村窓口間の一定のネットワーク化</p> <p>→市町村内連携の促進</p>
<p>【退所先が市町村意向と異なる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村による対応の違い ○市町村の方針による転居地選択 	<p>→転居先選択の幅を広げる基本的考え方の推進</p>
<p>【働いているなかで感じる課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○さらなる発信の必要性 ○連携不足、役割分担や役割の明確化に基づく連携の必要性 ○専門性に特化した支援の必要性 	<p>→女相の相談対応の考え方や内容などの市町村への積極的共有</p> <p>→子ども家庭、高齢者、障がい者などの他部署での女性支援への理解のさらなる推進</p> <p>→専門性に特化した支援の開発と実施</p>